

教 職 第 1 7 7 7 号
令和3年（2021年）10月15日

各道立学校長 様

教 育 部 長

「秋の再拡大防止特別対策」期間における取組の徹底について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第81回本部会議（10月13日開催）において、10月14日で札幌市における重点地域としての対策は終了し、15日以降は、全道域と同様の対策に移行することとした、「秋の再拡大防止特別対策（改定）」が決定されました。

つきましては、これに伴い、「職員の感染防止・拡大防止対策」を別紙のとおり改訂し、10月15日から施行することとしましたので、引き続き、感染の再拡大防止に向け、基本的な感染防止対策に取り組むとともに、外出の場合には、混雑している場所等を避け少人数で行動することや飲食時には4人以内、短時間、深酒をせず、会話の時はマスクを着用するなどの行動を徹底するよう、改めて所属職員に周知願います。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

職員の感染防止・拡大防止対策

1 職員の健康管理

- ・ マスク着用・手指消毒・手洗い・咳エチケットの徹底。（重症化リスクの高い方と接する職員は、特に徹底すること。）
- ・ 職員間のビニール等による仕切りの設置。
- ・ 毎朝の体温チェックを行い、発熱など風邪の症状がみられたときはもとより、体調に変化が見られたときは、自宅での療養と症状に応じた適切な対応。
- ・ 職員がPCR検査を受検した際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、自宅待機。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施。
- ・ 職場内における特定の職員間での打合せなどは、短時間。
- ・ 昼食時には、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用。
- ・ 電話、パソコン等については、複数人での共用をできる限り回避。
- ・ 職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底。
- ・ 職場内で「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止の工夫。
- ・ 職員は、令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、体調管理を徹底。

2 感染リスクを回避する行動

- ・ 「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※¹」」等の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。
- ・ 重症化リスクの高い方※²と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底すること。
- ・ 感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控えること。
- ・ 帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数（5人以上）の会食は控えること。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控えること。
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること。
- ・ 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。
- ・ 食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用すること。（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）

※¹ 飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

※² 高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方